

大和市告示第106号

大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議設置要綱を次のように定める。

令和元年10月23日

大和市長 大 木 哲

大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次期大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の改定に当たり、様々な分野の関係者等から専門的かつ総合的な意見を聴くため、大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議（以下「総合戦略会議」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 総合戦略会議は、次に掲げる区分のうちから市長が指名する委員をもって構成する。

- (1) 産業分野関係者
- (2) 行政機関職員
- (3) 学術分野・大学関係者
- (4) 金融機関関係者
- (5) 労働分野関係者
- (6) メディア関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

2 総合戦略会議に座長及び副座長を置き、委員の互選により選任する。

3 座長は総合戦略会議の会議の議事を進行する。

4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 総合戦略会議の会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 総合戦略会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

第4条 委員は、総合戦略の策定に関する事項について、専門的かつ総合的な意見を市長に述べるものとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第5条 総合戦略会議の庶務は、政策部総合政策課が行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、総合戦略会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、総合戦略が策定された日限り、その効力を失う。